

行政機関法 罰則

	条文	罰則の対象者	対象となる情報の範囲	対象となる行為	法定刑	行政機関法についての国会答弁 国会答弁は要約
第53条	<p>行政機関の職員若しくは職員であった者又は第6条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第2条（定義） 4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p>	<p>職員、受託事業従事者</p> <p>行政機関の職員若しくは職員であった者又は第6条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、</p>	<p>個人の秘密が記録された個人情報ファイル</p> <p>個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）</p>	<p>正当な理由なく提供</p> <p>正当な理由がないのに、提供したときは、</p>	<p>2年以下の懲役又は100万円以下の罰金</p> <p>2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>国会答弁(要約 参議院 H15.5.13) 仮に防衛庁リスト事案と同じような事案が今後発生した場合ということになるわけだが、基本的には、本法案の罰則の構成要件に該当するかどうかというのは、司法当局及び裁判所においてどのような事実認定がなされるかである。(53条、54条、55条において同じ) 国会答弁(要約 参議院 H15.5.15) 53条は、行政機関の職員等が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイルを提供することを処罰している。ここで、アトビーで例えば不合格などの事項が個人の秘密に属するとか、あるいは、その海幕三佐が正当な理由がないというふうに認定されるとか、そういう事実認定がなされれば、本条の規定により処罰される可能性がないわけではないと考えている。 国会答弁(要約 参議院 H15.5.13) 特にこの電子計算機処理個人情報ファイルというのは、大量にこれを漏らそうと思えばできますし、早くやろうと思えば遠くへまで行きますし、そういうことからいうと、これを漏らした場合の被害が非常に大きいと、こういう認識で、守秘義務違反を超えて今の53条を作り、罰則を重くしている。</p> <p>「正当の(な)理由」 この用語が刑事法関係で使われる場合は、「行為を適法ならしめる理由」という意味である。したがって、「正当の(な)理由がなく」という場合は、結局「違法に」という意味になる。(「法令用語の基礎知識」113頁 田島信威著 ぎょうせい)</p>
第54条	<p>前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>職員、受託事業従事者</p> <p>前条に規定する者が、</p>	<p>業務に関して知り得た保有個人情報</p> <p>その業務に関して知り得た保有個人情報を</p>	<p>不正な利益を図る目的で提供又は盗用</p> <p>自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、</p>	<p>1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p> <p>1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する</p>	<p>国会答弁(要約 参議院 H15.5.13) 54条には個人の秘密というものはないが、個人の秘密にストレートに相当しなくても、個人情報を自分なり第三者の利益のために漏らしたり盗むと、これはもう罰則の対象にすると。個人情報保護のこの要請が非常に強くなってきている。そういうことの中でこの54条的なものを罰則の対象にしよう。</p> <p>「不正」 「不正」は、法令上は、形式的にも実質的にも法秩序に反する場合や、法令違反に限られず職務上の義務に違反する場合などに使われる。 (「法令用語の基礎知識」115頁 田島信威著 ぎょうせい)</p>
第55条	<p>行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>刑法 第193条（公務員職権濫用） 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、2年以下の懲役又は禁錮に処する。</p>	<p>職員</p> <p>行政機関の職員が</p>	<p>秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録</p> <p>個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を</p>	<p>職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集</p> <p>その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集したときは、</p>	<p>1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p> <p>1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する</p>	<p>国会答弁(要約 参議院 H15.5.13) 海幕三佐が特定個人が病気を理由として自衛隊を不合格となった事項などをリスト化していたことが問題とされたわけだが、一般論だが、これらの情報が個人の秘密に属する事項に該当して、そしてその職員がその職権を濫用して、専ら職員は情報公開業務を担当していたから、情報公開業務の用以外の用に供する目的でこれらの事項が記録された文書等を収集したと事実認定されれば本条の対象になる。 一方、仮に専ら情報公開業務の用に供する目的で、しかし職務熱心であるがゆえの行為として、もしそういう職権濫用的な収集行為があったとしても、当罰性の高いそういう行為であるとはなかなか言えず、刑罰の対象とすることはやや行き過ぎになる 国会答弁(要約 参議院 H15.4.8) 組織ぐるみで不正があることはあってはならないことだ。そこで、罰則の適用だが、例えば、当該行為をした職員に指示した上司などには、例えば共同正犯だとか間接正犯あるいは教唆犯、こういう刑法等の各条に基づき処罰することは十分に可能であるので、そういうことで担保したい。</p>

